

B型・C型肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎・肝硬変・肝がんと診断されている方へ

R8年7月改定

定期検査費用助成のご案内

富山県では、**B型・C型肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎・肝硬変・肝がん**患者さんの定期検査費用を助成しています。

富山県内に住所を有する方で、以下①～⑤の全てに該当する方

対 象 者

- ① 医療保険各法（後期高齢者含む）の規定による被保険者または被扶養者
- ② **B型・C型肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎・肝硬変・肝がん**（治療後の経過観察を含む）と診断された方
- ③ **住民税非課税世帯に属する方又は、市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する方**
- ④ **B型・C型ウイルス肝炎治療受給者証をお持ちでない方**
- ⑤ **陽性者フォローアップに同意した方**

陽性者フォローアップとは？

県及び市町村が、受診状況等の確認を行います。

年1回程度、調査票の送付や家庭訪問、電話などによりご連絡します。

助成の内容

次の費用を助成します。（医療機関でお支払いいただいた後、本申請により、対象費用を払い戻します。※1）

○初診料（再診料） ○ウイルス疾患指導料 ○検査費用※2

※1 助成対象とならない費用を除外して算定するため、申請額と支給額が異なる場合があります。また、医療機関への確認を要するため、入金まで2か月程度要します。

※2 助成対象となる検査項目については、裏面をご覧ください。

助成回数

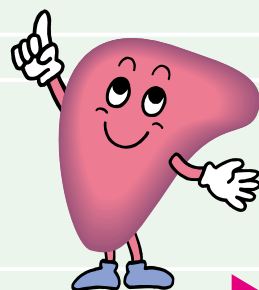
年度2回（同年度に初回精密検査費用助成を受けた方は1回）

助成額

- ① 住民税非課税世帯に属する方
県が認めた検査費用の全額
- ② 市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する方
【慢性肝炎】1回につき支払った額から2,000円差し引いた額
【肝硬変・肝がん】1回につき支払った額から3,000円差し引いた額

申請期限

定期検査を受診した年度末（3月31日）まで



助成対象となる検査項目、申請に必要な書類等は、裏面をご覧ください

申請窓口・問い合わせ先

お住まいの地域を管轄する下記の厚生センター・支所又は富山市保健所にお問い合わせください。

（時間：平日 午前8時30分～午後5時まで）

お住まいの地域	厚生センター・支所、保健所	電話番号
黒部市・入善町・朝日町	新川厚生センター	0765-52-2653
魚津市	新川厚生センター魚津支所	0765-24-0359
滑川市・舟橋村・上市町・立山町	中部厚生センター	076-472-1234
高岡市	高岡厚生センター	0766-26-8414
射水市	高岡厚生センター射水支所	0766-56-2666
氷見市	高岡厚生センター氷見支所	0766-74-1780
砺波市・南砺市	砺波厚生センター	0763-22-3512
小矢部市	砺波厚生センター小矢部支所	0766-67-1070
富山市	富山市保健所	076-428-1153

申請に必要な書類



ホームページはこちらからご確認ください。

- (1) ウイルス性肝炎定期検査費用申請書
- (2) 定期検査費用の助成に係る医師の診断書
※慢性肝炎から肝硬変へ病態に変化があった等の場合のみ
【参考】下記①～③に該当する場合は提出は不要です
①過去に定期検査費用の助成を受けたことがある場合
②1年以内に肝炎治療医療費助成の申請において、診断書を提出した場合
③肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請において、臨床調査個人票及び同意書を提出した方
- (3) フォローアップ同意書 ※初回申請の場合のみ
- (4) 定期検査費用の助成における市町村民税額合算対象除外希望申請書
※下記の「除外申請について」の【要件】を満たす方のみ
※マイナンバーによる情報連携を行う場合は、省略可
- (5) マイナンバー（個人番号）提供書
※「マイナンバー（個人番号）提供のお願い」を必ず参照ください。
※申請時は、窓口にて受給者及び世帯全員の個人番号（マイナンバー）がわかる書類の提示が必要です。
※マイナンバーによる情報連携ができなかった場合は、紙の書類の提出を求める場合があります。
- (6) 定期検査医療機関が発行した領収書及び診療明細書

- (7) 世帯全員の住民票
※続柄があり、申請日前3カ月以内に発行されたもの
※マイナンバーによる情報連携を行う場合は、マイナンバー記載ありのもの
- (8) 世帯全員の住民税非課税証明書又は市町村民税（所得割）課税年額を証明する書類
※扶養控除関係が明記され、最新のもの
※マイナンバーによる情報連携を行う場合は、省略可
- (9) 振込先金融機関の口座がわかるもの（預金通帳の写し等）

【注意事項】

- * (1)～(5)の様式は県ホームページ又は申請窓口で配布しています。
- * (7)～(9)については、同一年度において、2回目の申請の場合または肝炎治療受給者証の交付を受けた場合の申請時に富山県知事に提出した書類と証明内容等に変更がなければ、添付を省略することができます。

除外申請について

【要件】申請者との関係において、次のア～ウすべてに該当する世帯員を、世帯全員の市町村民税課税年額（所得割）の合計対象から除外することができます。

- ア 配偶者以外の者
- イ 地方税法上、申請者及びその配偶者と相互に扶養関係のない者
- ウ 医療保険上、申請者及びその配偶者と相互に扶養関係のない者

【除外申請の添付書類】

上記を証明するため、市町村民税額合算対象除外希望申請書と併せて、下記1～3を提出してください。

- ☐ 1 世帯全員の住民票の写し
※続柄ありのもの（申請に必要な書類(7)に、続柄が明記されていれば提出不要）
- ☐ 2 申請者及びその配偶者、除外対象者の市町村民税（所得割）課税年額を証明する書類
※扶養控除関係が明記されたもの（申請に必要な書類(8)に、扶養控除関係が明記されていれば提出不要）
- ☐ 3 申請者及びその配偶者、除外対象者の医療保険の資格情報が確認できる書類の写し

助成対象となる検査項目

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた費用が助成対象となります。（医師が真に必要と判断したものに限り、保険適用外の検査は助成対象となりません。）

	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
画像検査	超音波検査（断層撮影法（胸腹部））※肝硬変・肝がんの場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影（造影剤を使用した場合の加算等も含む）を助成対象とすることができます。	

富山県厚生部健康対策室健康課がん対策推進担当 電話：076-444-3224



キーワード検索

富山県 肝炎検査費用助成

検索

